

# 公益財団法人 檉の芽会 奨学金貸与規程

(目 的)

第1条 公益財団法人檉の芽会の奨学金貸与は、定款第4条第3項の定めに基づき、この「奨学金貸与規程」によるものとする。

(奨学生、奨学金、会員)

第2条 本会での奨学生、奨学金、会員は下記のことをいう。

- (1) 本会は、優秀な学生であって経済的理由により修学困難なものに対して学資を貸与する。
- (2) 本会から学資の貸与を受けている者を奨学生といい、その学資を奨学金という。
- (3) 本会から学資の貸与を受け、貸与期間が終了した者を会員という。

(奨学生の資格)

第3条 本会の奨学生となるものは、次の各号に示す学校に在学し、学業・人物ともに優秀かつ健康であって学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

- (1) 日本国内の大学（短期大学・大学院を含む）に在学するもの
  - (2) 高等専門学校4年、5年、専攻科に在学するもの
  - (3) 日本国籍を有するもので、海外の大学および大学院に在学するもの。専門学校は不可
- 2 前年度において貸与期間が終了し、かつ学部学生であった者の中で、就職予定であったがやむを得ず未定となり当年度大学に籍を有し、主として就職活動を行う者で、本人から申請があり、理事会で認めた者は特例奨学生として奨学生の資格を当該年度のみ有する。

(奨学金額および貸与期間)

第4条 奨学金は月額4万円とする。ただし、毎学年度4月と10月に、留年者・休学者を除く奨学生に、書籍代としてそれぞれ1万円を加算する。

- 2 奨学金の貸与期間は奨学生に採用した時からその者の在学する大学の最短修業年限の終期までとする。ただし留年者・休学者は支給を停止するものとする。
- 3 奨学金額は、理事から要請があった場合には、定時の理事会にて見直すことができる。
- 4 前条第2項に該当する者には、奨学金月額2万円を1年間貸与する。延長は認めない。

(奨学生採用方法)

第5条 奨学生希望者は、連帯保証人と連署した本会あての「奨学生願書（第1号様式）」「奨学生選考調書（第2号様式）」学校長の推薦書、成績証明書、健康診断書、写真及びテーマ論文を、事務局へ提出し、選考委員会の選考を経て理事会において決定するものとする。

- 2 連帯保証人は、本人が未成年の場合はその保護者（親権を行なう者、また後見人をいう）、成年者の場合は、父母兄弟またはこれに代る者でなければならない。

(奨学金の交付)

第6条 奨学金は、毎月1カ月分ずつ交付することを常例とするも、特別の事情がある時は、2カ月分以上合わせて交付することができる。

(進級及び生活状況の報告)

第7条 奨学生は、毎年「進級及び生活状況報告書」及び「新年度の進級を明記した証明書」を毎年指定の日までに、本会あてに提出しなければならない。

(奨学生ならびに会員の異動届け出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、連帯保証人と連署のうえ、ただちに本会に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学したとき。
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき。
- (3) 連帯保証人を変更したとき。
- (4) 本人、または連帯保証人の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき。

2 会員は、前項の3号および4号に該当する場合は、ただちに本会に届け出なければならない。

(奨学金の廃止)

第9条 奨学生が、次の各号に該当する場合には奨学金を辞退したものとみなし 奨学金の交付を廃止することができる。

- (1) 奨学生が退学または6カ月以上にわたって欠席したとき。
- (2) 奨学生が停学処分または学生として不適当な行為をしたとき。
- (3) 奨学生が奨学金を辞退したとき。
- (4) 奨学生の留年期間が継続して2年目に入ったとき。
- (5) その他、第3条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

(奨学金借用証書の提出)

第10条 奨学生が、奨学金の交付期間が終了した場合、在学中貸与を受けた奨学金の金額について連帯保証人と連署のうえ、「奨学金借用証書(別紙第3号様式)」及び「奨学金返還計画書(別紙第4号様式)」を本会に提出しなければならない。

2 連帯保証人は本人が未成年の場合はその保護者(親権を行う者また後見人をいう)、成年者の場合は父母兄弟またはこれに代る者でなければならない。

(奨学金の返還)

第11条 会員は奨学金の交付を終了した月の翌月から起算して6カ月を経過した後、15年以内に奨学金を返還しなければならない。ただし、第4条第1項に規定した書籍代は返還を要しない。

2 奨学生または、会員が死亡または心身の障害の為、その奨学金の返還未済額の全部または一部について返還不能となった時は、理事会の議決を経て、その全部または、一部の返還を免除

することがある。

- 3 学業成績や部活動その他の実績について特に成績優秀であると理事会で認めた奨学生について、貸与した奨学金の一部の返還を免除することがある。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(附則)

- 1 本規程に定めなき事項ならびに本規程運営上疑点を生じた場合には、理事の過半数以上の意見を聴取して、理事長はこれを運営するとともに、その後の最初の定時理事会で、規程の改定等について審議するものとする。

- 2 この奨学金貸与規程は、平成26年3月18日から施行する。

承認	平成21.10.1	改定	平成23.5.14
改定	平成24.3.22	改定	平成26.3.18
字句訂正	令和3.3.10		

# 公益財団法人 樫の芽会

## 事務手続き要領

### 1. 奨学貸与終了予定者の皆さんへ

- ① 卒業する年の1月に「進路状況報告書」「奨学金借用証並びに返還誓約書」「奨学金返還申込書・返還計画書」の用紙を送ります。提出期日までに必ず提出して下さい。
- ② また、貸与延長申請書も同封します。大学院等への進学で貸与延長を希望の方は、期日までに必要書類を提出下さい。
- ③ 奨学貸与金返還一部免除申請書も同封します。有資格者で申請される方は、期日までに必要書類を提出下さい。

### 2. 奨学貸与金継続者の皆さんへ

- ① 毎年2月に「進級及び生活状況報告書」の提出依頼をします。提出期日までに必ず提出して下さい。提出が遅れますと5月からの送金を停止しますので、遅れないようにご注意ください。
- ② 新学年在学証明書、大学側の発行手続きの関係もありますが、期日までには提出して下さい。

### 3. 奨学金の返還について

- ① 借用証で返還の約束  
上記1. ①に従い、記入漏れのないことを確認し、連帯保証人と連署のうえ、提出して下さい。
- ② 返還期限  
平成26年3月改定の貸与規程では、貸与が終了してから15年以内となっていますが、会員各位より返還される返還金によって会の運営が賄われておりますので、経済的に許す限り出来るだけ早めに返還されますことをお願いいたします。
- ③ 返還金支払方法  
原則として「ゆうちょ銀行自動払込方式」による年4回（3、6、9、12月）の自動引落しを採用しています。入金を確認しましたら事務局より領収兼残高確認書を送付します。

### ④ 返還金滞納者等への確認

返還金滞納者や返還計画逸脱者には、状況により、随時、返還催促や返還計画変更依頼等の連絡をさせていただきます。その時には、同時に連帯保証人にも連絡する場合があります。

### 4. 変更連絡は遅滞無く

会員・奨学生共に住所・電話番号、結婚等による姓の変更、その他重要な事項に変更があった時は、遅滞無く事務局まで連絡、又は文書にて届出て下さい。

### 5. 会員・奨学生番号

当事務局の業務は、全て「会員・奨学生番号」で処理しています。当事務局への連絡、ゆうちょ振替用紙、報告書、提出書には、忘れずに番号を言ってもらるか、記入してください。

### 6. 奨学貸与金の返還が困難なときは早めに連絡を

災害・病気その他の事情で約束どおりの返還が出来なくなった場合は、期日の来る前にその事由等を事務局まで連絡下さい。

### 7. 書籍代

毎年4月と10月に奨学金の他に書籍代として夫々1万円が支給されます。この書籍代2万円は、返還不要です。

### 8. 樫の若木賞申請について

申請書はホームページからダウンロードするか事務局に連絡して入手してください。4月から翌年3月末までの期間いつでも受け付けています。

(附則) 制定 平成4年1月  
改定 平成22年12月